

尼崎市立学校財務(定期)監査
及び行政監査結果報告

平成 26 年 6 月

尼 崎 市 監 査 委 員

尼 監 報 告 第 3 号
平 成 26 年 6 月 25 日

様

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	堀		智	子
同	津	田	加	寿男
同	前	迫	直	美

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

小 学 校	1
中 学 校	2
高 等 学 校	3
幼 稚 園	4
特 別 支 援 学 校	5
小学校及び中学校に共通する監査の結果	6

小 学 校

1 監査の期間

平成 25 年 10 月 23 日から平成 26 年 5 月 27 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、七松小学校、武庫小学校、武庫南小学校、武庫北小学校、武庫東小学校、武庫庄小学校、武庫の里小学校、園田小学校、園田北小学校、園和小学校、園和北小学校、園田東小学校、上坂部小学校、小園小学校、園田南小学校の15校が平成24年12月1日から平成25年11月30日までに執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が合理的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ合理的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられたい。

措置を求める事項

消防計画に定めた消防訓練を行っていなかったことについて

「小学校及び中学校に共通する監査の結果（6 ページ）」に記載

中 学 校

1 監査の期間

平成 25 年 10 月 23 日から平成 26 年 5 月 27 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、武庫中学校、南武庫之荘中学校、武庫東中学校、常陽中学校、園田中学校、園田東中学校、小園中学校の7校が平成24年12月1日から平成25年11月30日までに執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が合理的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ合理的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられたい。

措置を求める事項

(1) 薬品の管理について

常陽中学校で平成 24 年度に理科の教材として購入した臭素、金属カリウム等の劇物について、薬品受払簿に受入れ及びその使用等についての記載がなく、また、現物が残っていないものがあった。
(常陽中学校、学校教育課)

<指導の要点>

学校における毒物及び劇物の管理にあたっては、児童生徒等に危険が及ぶ可能性があることを十分考慮し、適正に管理される仕組みを構築し、管理体制を強化すること。

(2) 消防計画に定めた消防訓練を行っていなかったことについて

「小学校及び中学校に共通する監査の結果（6 ページ）」に記載

高 等 学 校

1 監査の期間

平成 25 年 10 月 23 日から平成 26 年 5 月 27 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、琴ノ浦高等学校、城内高等学校の2校が平成24年12月1日から平成25年11月30日までに執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が合理的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ合理的に処理されていた。

幼 稚 園

1 監査の期間

平成 25 年 10 月 23 日から平成 26 年 5 月 27 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、武庫南幼稚園、武庫庄幼稚園、園田幼稚園、園和幼稚園、園和北幼稚園、小園幼稚園の6園が平成24年12月1日から平成25年11月30日までに執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が合理的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ合理的に処理されていた。

特 別 支 援 学 校

1 監査の期間

平成 25 年 10 月 23 日から平成 26 年 5 月 27 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、尼崎養護学校が平成24年12月1日から平成25年11月30日までに執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が合理的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ合理的に処理されていた。

小学校及び中学校に共通する監査の結果

小学校及び中学校に共通する事項は次のとおりであり、速やかに所要の措置を講じられたい。

措置を求める事項

消防計画に定めた消防訓練を行っていなかったことについて

前回の学校園監査（結果報告：平成 25 年 5 月）において、監査対象の小学校・高等学校で消防計画どおりに消防訓練を実施していなかった事例が散見されたため、「消防訓練は、関係法令にのっとり作成した消防計画どおりに実施すること。」とする監査委員による改善を求める指摘を行った。これに対し、教育委員会事務局から「消防計画の記載例を法令にのっとり改め、各学校園に通知するとともに、消防訓練の計画及び実施について学校・園から報告してもらうこととし、各学校・園において消防訓練が計画どおりに実施されていることを確認することとした。」とする措置通知表が提出された。

しかしながら、今回の学校園監査においても消防訓練実施回数が消防計画どおり実施されていない学校があり、措置通知表に記載のと通りの改善が図られていなかった。

（学校保健課、武庫北小学校、武庫庄小学校、園田小学校、園田南小学校、武庫中学校、
小園中学校）

<指導の要点>

消防訓練は、児童・生徒の生命を守るために行っていることを改めて認識し、法令にのっとり、消防計画に定めた消火、通報及び避難の訓練を適正に実施すること。